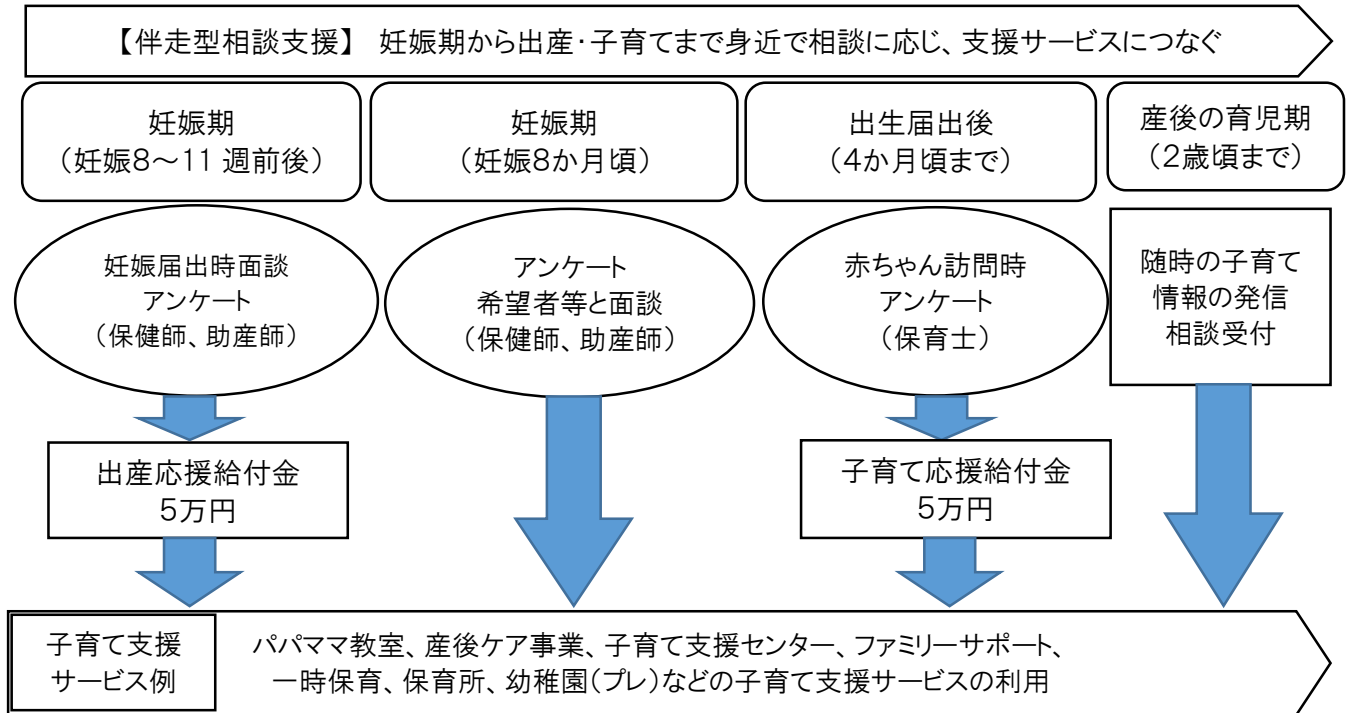


# 出産・子育て応援事業について

箕面市では、全ての妊婦・子育て家庭に安心して出産・子育てしていただけるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫してご相談に応じ、必要な支援につなぐ『伴走型相談支援』と、子育て支援サービスの利用負担軽減等を図る『経済的支援』を一体的に実施します。

## ◆事業のイメージ



## ◆出産・子育て応援給付の対象者(他市町村ですでに給付を受けている場合は対象外です。)

給付の申請時点で箕面市に住民登録がある以下のかたが対象となります。

### ①出産応援給付金：

産科医療機関等で妊娠の事実を確認し、市の保健師等の面談を受けた妊婦

※妊娠届出後、申請までの間に流産又は死産されたかたも対象となります

### ②子育て応援給付金：

出生した児童の養育者(母を含む場合は原則として母)で、子どもすこやか室が実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」の面談又は助産師等の面談を受けたかた

※面談実施前にお子様が亡くなられたかたも対象となります

## ◆出産・子育て応援給付金の申請方法

### ①出産応援給付金(妊婦一人につき5万円)

#### ●妊娠届出時に妊婦本人が窓口(子どもすこやか室)に来所された場合

妊娠届出時の面談実施後、そのまま窓口で裏面に記載されている必要書類を提出し申請

(産科医療機関等で妊娠の事実が確認できていない場合やその場で必要書類が揃っていない場合等は、後日郵送にて申請)

#### ●妊娠届出時に妊婦の代理人が窓口(子どもすこやか室)に来所された場合

後日妊婦と保健師等が面談実施後、下記の必要書類を提出。または郵送にて申請

### ②子育て応援給付金(出生児童一人につき5万円)

「こんにちは赤ちゃん訪問等」で保育士等と面談後、下記の必要書類を提出。または郵送にて申請

### ◆申請に必要な書類

給付金の種類	必要書類	備考
①出産応援給付金	(1) 箕面市出産・子育て応援給付金申請書兼請求書	・妊娠届出時に窓口でお渡しします。
	(2) 妊娠連絡票(アンケート)	
	(3) 妊婦本人の公的身分証明書 (運転免許証・マイナンバーカードの表面等)	郵送で申請する場合は、左記必要書類の写しを申請書に添付してください。
	(4) 妊婦名義の振込先口座が確認できるもの(通帳・キャッシュカード等) ※旧姓名義の場合は旧・新氏名の両方が確認できる書類が必要です。	
	(5) 産科医療機関が発行した予定日が記載されたマタニティカレンダー等	
②子育て応援給付金	(1) 箕面市出産・子育て応援給付金申請書兼請求書	こんにちは赤ちゃん訪問又は助産師等の訪問時にお渡しします。
	(2) 産後アンケート	
	(3) 出生した子どもの養育者(母を含む場合は原則として母)の公的身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードの表面等)の写し	郵送で申請する場合は、左記必要書類の写しを申請書に添付してください。
	(4) 出生した子どもの養育者(母を含む場合は原則として母)名義の振込先口座が確認できるもの(通帳・キャッシュカード等)の写し	

### ◆申請期限

①出産応援給付金…妊娠中

②子育て応援給付金…原則、生後4か月頃まで\*

※対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日以降は申請できません。(ただし、令和6年3月31日までに1歳に達した児童のみ令和7年3月30日まで申請することができます。)

### ◆出産・子育て応援給付の流れ

- ・書類の審査後、承認された場合は申請者本人の指定口座に振り込みます。
- ・給付決定の通知は、給付金の振り込みをもって代えさせていただきます。
- ・要件に該当しないなど給付できない場合は、却下通知書を送付します。

### ◆その他

- ・申請書の記載不備や口座番号の記載誤り等で振込が出来なかった場合、確認の連絡をいたします。
- ・二重支給や不正な手段をもって給付を受けた場合等には、当該給付を返還していただきます。
- ・その他、ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

#### <問合せ・申請先>

子ども未来創造局 子どもすこやか室

住所:箕面市西小路4-6-1 市役所別館2階(22番窓口)

TEL:072-724-6768

FAX:072-721-9907